

療育手帳の判定結果の交付手続きについて

山梨県障害者相談所

○障害者相談所では、療育手帳の判定を受けた方に対して判定結果を記載した判定書を作成、交付します。

<判定書に記載される内容>

- ・判定を受けた方の氏名、生年月日、住所
- ・直近の判定結果（判定日、知能検査名、知能指数、精神年齢、社会生活能力判定結果）

○対象は、18歳以上で障害者相談所または富士ふれあいセンターにて判定を受けられた方です。

○交付を希望する場合は下記の方法で申請をしてください。

<交付申請手続き>

- ・判定を受けた本人または保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、判定を受けた者を現に保護する者）が窓口、郵送および電子申請（やまなしくらしねっと）にて申請できます。別添の「判定書交付申請書」に必要事項を記入し、障害者相談所に提出してください。

<交付（受け取り）>

- ・交付は窓口のみの対応になります。
- ・障害者相談所または富士ふれあいセンターの窓口での交付になりますので、申請時にどちらかご希望の場所をお伝えください。
- ・判定書が出来たら障害者相談所または富士ふれあいセンターから連絡を入れさせていただきます。
- ・交付時には申請者の本人確認を書類にて行います。

<その他>

1 8歳未満の方の判定結果につきましては、判定を受けた各児童相談所にお問い合わせください。

山梨県中央児童相談所 055-288-1560（代表）

山梨県都留児童相談所 0554-45-7835（代表）

やまなしくらしねっと QRコード



【問い合わせ先】

障害者相談所 知的障害者相談スタッフ

〒400-0005

甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ2階

電話：055-254-8674